

# 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 9 日

広島県西部総務事務所長 久保 康行

## 1 調達内容

- (1) 業務名  
令和 7～9 年度広島県廿日市庁舎警備業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで  
(地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 履行場所  
広島県廿日市市桜尾本町 11 番 1 号 広島県廿日市庁舎第 1 庁舎、  
広島県廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号 広島県廿日市庁舎第 2 庁舎
- (5) 入札方法  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 技術評価等資料

- (1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評価項目	内 容
体制	・業務実施体制図（様式指定なし）
資格者	・配置予定計画表（様式 1）
業務実績	・同種業務の契約・業務実績一覧表（様式 2）
認証等の取得	・プライバシーマーク又は ISO27001 の登録がわかる書類写し
苦情処理等現場対応力	・過去の苦情処理・現場対応の状況（様式 3）
検査体制	・「自主点検」体制の計画（様式指定なし） ・「自主点検」による業務改善の実績（様式 4）
教育・研修	・研修実施報告書（様式 5）
障害者雇用率	・障害者の実雇用率報告書（様式 6） ・障害者雇用者数報告書（様式 7）
障害者就労施設からの物品等の調達	・発注状況報告書（様式 8）
仕事と家庭の両立支援への取り組み	・「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録証」の写し
社会保険等の加入状況	・上記 様式 1
賃金水準	・最低賃金確認表（様式指定なし）

- (2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。

イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異

なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。  
ウ 添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

### 3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別紙「廿日市庁舎警備業務委託総合評価一般競争入札評価基準」のとおりとする。

### 4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「53A警備（機械警備を除く。）」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定によって公安委員会から警備業者として認定された者であること。
- (6) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (7) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (8) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において、「53A警備（機械警備を除く。）」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
- (9) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。

### 5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法
  - ア 交付場所  
〒738-0005 広島県廿日市市桜尾本町11番1号  
広島県西部総務事務所総務第二課（広島県廿日市庁舎第1庁舎1階）  
電話 (0829) 32-1141（内線2120）
  - イ 交付期間  
令和7年1月9日（木）から令和7年1月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。
  - ウ 入手方法  
上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。
- (2) 入札参加資格の確認
  - ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。
  - イ 提出先  
上記(1)アの場所
  - ウ 提出期限  
令和7年1月22日（水） 午後5時
  - エ 提出方法  
持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14

年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 1 月 27 日 (月) までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び技術評価等資料の提出方法

ア 日時

令和 7 年 2 月 13 日 (木) 午後 1 時 30 分

イ 場所

広島県廿日市市桜尾本町 11 番 1 号

広島県廿日市市庁舎第 1 庁舎 1 階 101 会議室

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参による。電子メール、郵便等による入札は認めない。また、提出する技術評価等資料は、上記アの日時に同イの場所において、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

## 6 落札者の決定方法

(1) 入札価格が広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点の最も高い者を落札者とする。すべての評価点と同じ場合は、施行令第 167 条の 9 の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者 (開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者 (ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「53A 警備 (機械警備を除く。)」の資格に限る。)

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約

保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記 (ア) 以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和7年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

入札説明書による。

8 問合せ先

〒738-0005 広島県廿日市市桜尾本町11番1号

広島県西部総務事務所総務第二課（広島県廿日市庁舎第1庁舎）

電話 (0829) 32-1141（内線2120） ファクシミリ (0829) 32-1251

メールアドレス sjwsoumu2@pref.hiroshima.lg.jp